

(仮称) 坂出市学校給食センター整備運営事業
募集要項

令和2年6月30日
坂出市

目次

第 1	募集要項の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	用語の定義	2
(1)	本件施設.....	2
(2)	本件建物.....	2
(3)	調理設備.....	2
(4)	調理備品.....	2
(5)	配膳室	2
(6)	事務備品.....	2
(7)	什器備品.....	2
(8)	調理員用品	2
(9)	食器・食缶等	2
(10)	配送校	2
(11)	市職員	2
(12)	点検.....	2
(13)	保守.....	3
(14)	修繕.....	3
(15)	更新.....	3
4	事業の目的	3
5	事業の基本方針	3
(1)	安全安心で、食育計画に則った学校給食の供給	3
(2)	“健幸のまちづくり”に資する食の情報提供	3
(3)	防災機能の導入	4
(4)	環境負荷の低減	4
(5)	コスト縮減の追求	4
6	事業の概要	4
(1)	施設概要.....	4
(2)	事業方式.....	4
(3)	事業期間.....	4
(4)	事業の範囲	4
(5)	事業者の収入	6
7	事業に必要とされる根拠法令等	7
8	事業のスケジュール	7
9	事業期間終了時の措置.....	7
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者選定に関する基本的事項	8

(1)	選定の方法	8
(2)	審査の方法	8
2	選定の手順及びスケジュール	8
3	応募者の備えるべき参加資格要件	8
(1)	応募者の構成等	8
(2)	応募者の資格要件	9
(3)	参加資格の確認及び失格要件	11
(4)	提案書類の取扱い	11
4	審査及び選定に関する事項	12
(1)	選定委員会	12
(2)	審査の手順及び方法	12
5	参加手続等	12
(1)	募集要項等に関する事項	12
(2)	参加資格の確認	13
(3)	提案に関する事項	15
6	優先交渉権者の決定方法等	18
(1)	選定委員会	18
(2)	ヒアリングの実施	18
(3)	優先交渉権者の決定及び公表	18
7	契約に関する基本的な考え方	18
(1)	基本協定の締結	18
(2)	SPC の設立	18
(3)	事業契約の締結	19
(4)	契約保証金	19
(5)	事業契約書の内容変更	19
(6)	事業契約書作成費用	19
(7)	SPC の事業契約上の地位	19
第 4	その他	20
1	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(3)	その他の支援	20
3	その他事業の実施に関し必要な事項	20
(1)	議会の議決	20
(2)	情報提供	20
(3)	募集要項等に関する問い合わせ先	20

第1 募集要項の定義

本募集要項は、坂出市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として特定事業の選定を行った（仮称）坂出市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、プロポーザルに参加しようとするものを対象に交付するものである。

なお、本募集要項と併せて交付する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」として定義する。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業者選定基準
- ・ 様式集

また、本募集要項等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答とに相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとする。本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

(仮称) 坂出市学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

坂出市長 綾 宏

3 用語の定義

本募集要項において、使用する用語は、以下のとおり定義する。

(1) 本件施設

(仮称) 坂出市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

(2) 本件建物

(仮称) 坂出市学校給食センターの建物本体をいう。

(3) 調理設備

調理設備とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

(4) 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

(5) 配膳室

本事業において配送対象となる学校に、現状整備されている給食の一時保管場所をいう。

(6) 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

(7) 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

(8) 調理員用品

白衣、ズボン、靴、エプロン等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

(9) 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、園児・児童生徒・教職員が使用する備品をいう。

(10) 配送校

本事業における給食配送対象となっている幼稚園、小学校、中学校をいう。

(11) 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

(12) 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

(13) 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

(14) 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

(15) 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

4 事業の目的

市の学校給食は、11の小中学校併設の調理場と1カ所の共同調理場で、市内5幼稚園、10小学校と4中学校の給食の調理や配送、食器などの洗浄業務を直営および民間委託で実施している。

学校併設の調理場は、古いものは昭和35年に建設されており、共同調理場も平成2年建設であり平成24年に建設された坂出小学校を除くと、施設整備から30年以上が経過し、老朽化が著しいことに加え、「学校給食衛生管理基準」を満たしておらず、安心・安全な学校給食を提供する観点から早急な建て替えが必要である。

そのため、市は、これらの給食調理場の統合を含む新たな学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安心・安全な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

5 事業の基本方針

本事業は、新たに1日当たり4,000食の供給能力のある学校給食センターを整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。

また、本件施設は、市が推進する“健幸のまちづくり”において中核機能となる施設として位置付けられる。安全・安心で食育計画に則った学校給食の供給する基本機能に加え、市民への食にかかる情報発信や、地産・地消の推進、地域との連携を図った災害時対応等の役割を担うものである。

本事業の実施にあたっては、これら本件施設の機能に基づき、「健幸のまちづくり」の実現に向け、以下の基本方針を十分に踏まえるものとする。

(1) 安全安心で、食育計画に則った学校給食の供給

- ・ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を取り入れ、関係法令等に基づく、衛生管理の徹底
- ・ 地産・地消を基本に、安全・安心な食材を使用した献立・調理
- ・ 食材の購入・調理・残菜の廃棄等の一括管理
- ・ 発育段階に応じた対応や多様な献立に対応できる調理機能の充実
- ・ 食物アレルギーに対応した給食が提供できる給食環境の整備

(2) “健幸のまちづくり”に資する食の情報提供

- ・ 児童生徒及び市民の栄養バランスのとれた豊かな食生活をサポートする情報発信

- ・ 生産者と消費者を繋ぐ窓口としての機能（地産・地消食材や生産者に関する情報発信と消費者ニーズのフィードバック等）
- (3) 防災機能の導入
 - ・ 南海トラフ地震等，周辺施設との連携を図った災害時の対応（例：非常時の炊き出し，災害時危機管理への熱源組合せ対応等）
- (4) 環境負荷の低減
 - ・ クリーンエネルギーの有効活用や省エネルギー設備の導入
 - ・ 廃棄物の減量化・再資源化への配慮
- (5) コスト縮減の追求
 - ・ 施設の建設から維持管理・運営等全般にわたるライフサイクルコストの縮減

6 事業の概要

(1) 施設概要

ア 建設予定地

坂出市林田町 4285-234, 4285-235, 4285-236, 4285-306

イ 用途地域

準工業地域

ウ 防火区域

22 条区域内

エ その他の地域区域

液状化危険度予測区域内

オ 建ぺい率・容積率

60%・200%

カ 敷地面積

約 5,000 m²

キ 調理能力食数

4,000 食／日（1 献立を基本に，中学校の献立を 1 品変更または追加する。）

(2) 事業方式

事業者が施設を整備し，市に施設の所有権を移転したのち，維持管理業務及び運営業務を実施する BT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は，次のとおりとする。

- ア 施設整備期間 令和 2 年 12 月末～令和 4 年 6 月（約 1 年 6 ヶ月間）
- イ 開業準備期間 令和 4 年 7 月～令和 4 年 8 月 24 日（約 2 ヶ月間）
- ウ 維持管理・運営期間 令和 4 年 8 月 25 日～令和 19 年 7 月末（約 15 年間）

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は，次のとおりとする。なお，具体的な業務の内容及びその

他詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 配送車調達業務
- (コ) 近隣対応・周辺対策業務
- (サ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (シ) 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※配送校の配膳室等の整備については、市が別途実施する予定である。

イ 開業準備業務

- (ア) 本件施設の設備・備品等の試運転
- (イ) 開業準備期間中の本件施設の維持管理
- (ウ) 従業員等の研修・各種リハーサル
- (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 各種備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務（注1）
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

注1：事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。事業期間終了後の大規模修繕業務は市が行う予定であることから、事業期間終了後の長期修繕計画の作成を行うとともに、適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこととする。なお、ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

エ 運營業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄等処理業務
- (オ) 廃棄物処理業務
- (カ) 運営備品保守管理業務
- (キ) 配送車維持管理業務
- (ク) 衛生管理業務
- (ケ) 配送校内での配膳業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) 事業者提案による自主事業（自由提案）（注2）
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

注2：提案を義務づけるものではない。詳細は、要求水準書に記載する。

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 食材検収業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 検食
- (オ) 栄養管理業務
- (カ) 給食費の徴収管理
- (キ) 食数調整
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- (コ) 食に関する指導業務
- (サ) 衛生管理点検業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備業務の対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。（サービス対価 A1）。
- イ 市は、事業者が実施する施設整備業務の対価のうち、前記アの一括払いを行う額を控除した額について、維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ割賦により年4回支払う。（サービス対価 A2）。
- ウ 市は、事業者が実施する開業準備業務の対価について、本件施設の供用開始（開業準備業務の終了）後に一括して支払う。（サービス対価 B）。
- エ 市は、事業者が実施する本件施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として維持

管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年4回支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。また、運営業務に係る委託料は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。(サービス対価C)。

7 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

8 事業のスケジュール

優先交渉権者選定	令和2年10月
事業契約の仮契約	令和2年11月
事業契約の締結	令和2年12月
本件施設の設計・建設	事業契約締結日～令和4年6月(約1年6カ月間)
本件施設の引渡し	令和4年6月
開業準備期間	令和4年7月～令和4年8月24日(約2カ月間)
維持管理・運営期間	令和4年8月25日～令和19年7月末(約15年間)

9 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案内容審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

市は、資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

令和2年6月	募集要項等の公表
令和2年7月	募集要項等に関する質問の受付締切（第1回）
令和2年7月	募集要項等に関する質問（第1回）に対する回答
令和2年8月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
令和2年8月	資格審査結果の通知
令和2年9月	募集要項等に関する質問の受付締切（第2回）
令和2年9月	募集要項等に関する質問（第2回）に対する回答
令和2年10月	提案書の受付
令和2年11月	優先交渉権者の選定及び公表
令和2年11月	事業契約の仮契約締結
令和2年12月	事業契約締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本件施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本件施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて構成員に含めることができる。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

エ 応募者の構成員は、以下の定義により分類される。

（ア）代表企業：事業者から直接業務の受託・請負をし、かつ事業者に出資する企業のうち、構成員を代表し参加を行う者

（イ）構成企業：事業者から直接業務の受託・請負をし、かつ事業者に出資する企業

（ウ）協力企業：事業者から直接業務の受託・請負をし、かつ事業者には出資しない企業

オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する事業者として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、構成員は SPC に対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPC の全株式の 50% を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

キ 構成員は、SPC から請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 応募者の資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件をすべて満たすこととする。

（ア）本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

（ウ）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（エ）令和 2 年度において市の指名競争入札参加資格を有していること。

（オ）市の指名停止措置を受けていない者であること。

（カ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。

（キ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（ク）会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づ

く整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。

- (ケ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク) 法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。
- (ク) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

a 選定委員会の委員、または委員が属する企業

b 本業務に係るアドバイザー

・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4

注：「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

- (シ) 「香川県暴力団排除推進条例」（平成 23 年 3 月 18 日施行）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でない者。役員又は使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員でない者。
 - (ス) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- イ 設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。また、複数の設計企業及び工事監理企業で実施する場合は、すべての企業が (ア) 及び (ウ) の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
 - (ウ) 工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。
 - (エ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延床面積 2,000 m²以上で、平成 21 年度以降に着手した公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。
 - (オ) 平成 21 年度以降に着手したドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の設計実績（基本設計又は実施設

計)を有していること。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が (ア) 及び (イ) の要件を満たし、複数企業のうち少なくとも 1 社は (ウ) の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき 特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 市の建築一式工事において建築業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において建築工事一式の総合評定値が市内業者にあつては 1,000 点以上、香川県内に本店または 本社もしくは契約締結権のある支店または営業所を有する市外業者にあつては 1,300 点 以上であること。

(ウ) 平成 21 年度以降に延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工完了実績を有していること。なお、JV で施工した場合、JV の構成員数が 3 社以上で 20% 以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については施工実績とみなす。

エ 維持管理企業は、次の(ア)の要件を満たしていること。なお、複数の維持管理企業で実施する場合は、すべての企業が (ア) の要件を満たしていること。

(ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

オ 運営企業は、次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。なお、複数の運営企業で実施する場合は、すべての企業が (ア) の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は(ア) 及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア) 平成 21 年度以降、公告の日までに、2,000 食/日規模のドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。

(イ) HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書提出締め切りの最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に

基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法，運営方法等を使用した結果生じた責任は，原則として応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案書類の審査は，学識経験者等で構成する選定委員会が行う。

選定委員会委員は，次のとおりである。なお，募集要項等公表日以降に，本事業について委員と接触を試みた者については，参加資格を失うものとする。

吉長 成恭	国立大学法人広島大学大学院人間社会科学研究科 客員教授
中山 哲士	岡山理科大学 工学部 建築学科 准教授
中尾 しのぶ	元栄養教諭
加藤 悟史	坂出市副市長
國重 英二	坂出市教育長

(2) 審査の手順及び方法

ア 資格審査

市は，参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について，参加資格要件の具備を確認し，参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 提案内容審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って，選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い，順位を決定する。総合評価は，応募者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し，得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし，以下総合評価値の高い順に順位を決定する。なお，評価項目や評価方法は，「事業者選定基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「募集要項」に添付する「事業者選定基準」に示す。

エ 審査結果

市は，選定委員会による審査結果に基づき，優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い，その審査結果を応募者に対して通知するとともに，市ホームページ等で公表する。

5 参加手続等

(1) 募集要項等に関する事項

ア 事業者公募及び募集要項等の公表

事業者公募は令和2年6月30日（火）からとし，市のホームページ等において公表する。募集要項等についても市のホームページにおいて公表する。

イ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

第1回 令和2年7月1日（水）8時30分から7月17日（金）17時15分

第2回 令和2年8月31日（月）8時30分から9月1日（火）17時15分

(イ) 提出方法

募集要項等に関する質問書として様式集（様式 1-1）に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。

なお、送付の際には ZIP 形式等圧縮フォルダには格納せず、ファイルをそのまま添付すること。また、ファイル送信後に電話で担当者がファイルを受領したことを確認すること。

担当部署：坂出市教育委員会教育総務課

電話：(0877)44-5026（内線 520）

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp

ウ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわらず、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、次の期日までに、市のホームページで公表する。

第1回 令和2年7月31日（金）まで

第2回 令和2年9月11日（金）まで

なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

エ 配送校見学

配送校見学を希望する者は、次のとおりグループごとに市に申請し、日程調整を行うこと。見学に際しては、教育委員会の指示に従うとともに、学校運営の妨げとならぬよう配慮すること。

(ア) 対象期間

令和2年8月28日（金）まで

(イ) 参加方法等：

必要事項を様式集（様式 1-2）に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。ただし、参加状況によっては、1 グループあたりの人数を制限することがある。

なお、送付の際には ZIP 形式等圧縮フォルダには格納せず、ファイルをそのまま添付すること。また、ファイル送信後に電話で担当者がファイルを受領したことを確認すること。

担当部署：坂出市教育委員会教育総務課

電話：(0877)44-5026（内線 520）

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp

(2) 参加資格の確認

参加を希望する者は、参加資格申請書類を提出し参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は参加することはできない。

ア 参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和2年8月19日(水)から8月20日(木)(8時30分～17時15分)

(イ) 提出場所

坂出市教育委員会教育総務課

所在地 : 〒762-0003 香川県坂出市久米町1丁目18-20

(ウ) 提出方法

参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 参加資格申請書類の作成

参加資格申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和2年8月28日(金)までに通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和2年8月31日(月)から9月2日(水)(8時30分～17時15分)

(イ) 提出場所

坂出市教育委員会教育総務課

所在地 : 〒762-0003 香川県坂出市久米町1丁目18-20

(ウ) 提出方法

説明要求として様式集(様式2-15)を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

令和2年9月11日(金)

オ 参加者等の構成

参加資格確認後は、参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 参加を辞退する場合

参加資格申請書類提出以後、参加者が参加を辞退する場合は、様式集(様式2-17)を提案書提出までに坂出市教育委員会教育総務課に持参し提出すること。

キ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格申請書類の提出日とする。

ク 参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 参加資格を有するとの確認を受けた参加者に属する構成員が、提案書及び提案価格の提出時まで、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)は、参加することはできない。ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合、参加者は市と協議を行うこととする。

る。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

- (イ) 開札日以降であっても優先交渉権者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該参加者は失格とする。ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

- (ア) 参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された参加資格申請書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 提案に関する事項

参加資格を有する参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び提案価格を次により提出すること。

ア 提案資料及び提案価格の受付日時・提出場所及び方法

(ア) 受付日時

令和2年10月12日（月）から10月13日（火）（8時30分～17時15分）

(イ) 提出場所

坂出市教育委員会教育総務課

所在地：〒762-0003 香川県坂出市久米町1丁目18-20

(ウ) 提出方法

提案資料及び提案価格を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

提案価格は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんすること。

イ 提案にあたっての留意事項

(ア) 募集要項の承諾

事業者は、募集要項の記載内容を承諾の上、参加すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び提案価格の作成並びに提出等に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(ウ) 提案資料及び提案価格の提出方法

提案資料及び提案価格は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、提案資料及び提案価格の提出にあたっては、参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

(エ) 参加代理人等

事業者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 参加の棄権

参加資格を有する参加者が、提案資料及び提案価格の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 提案の上限価格

a 上限価格

金 5,754,000,000 円

上限価格は、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を除く額である。なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、金 6,326,000,000 円を超えないこと。

b 提案価格の記載

提案価格は、様式集（様式 3-2）の「提案価格」に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和 2 年 9 月 15 日（火）の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

(キ) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価のうち、下式より算定される一時支払金をサービス対価 A1 として、事業者に支払う。

建設一時金 = (事業者が提案する工事費 - 補助対象経費 1) × 75%

+ 補助対象経費 2 等

※1：工事費とは、建築工事、各設備工事、調理設備を加算した額とする（様式集 様式 3-2②-1 の費目 1～9、13～15 の合計金額）。

※2：令和 2 年度の補助単価等により、提案に際しての補助対象経費 1 は 565,920 千円（消費税及び地方消費税込み）、補助対象経費 2 等は 528,192 千円（消費税及び地方消費税込み）とすること。なお、実際に事業者を支払う建設一時支払金は、補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金に変更となった場合、サービス対価 A2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整する。

(ク) 提案価格算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数を約 201 日とし、以下の「園児・児童生徒及び教職員数」には、各年度においてアレルギー等対応食 50 食/日を含む。

年度	園児・児童生徒 及び教職員数
令和 4 年度	3,560
令和 5 年度	3,508
令和 6 年度	3,454
令和 7 年度	3,397
令和 8 年度	3,331
令和 9 年度	3,263
令和 10 年度	3,195
令和 11 年度	3,126
令和 12 年度	3,056
令和 13 年度	2,990
令和 14 年度	2,922
令和 15 年度	2,855
令和 16 年度	2,787
令和 17 年度	2,721
令和 18 年度	2,686
令和 19 年度	2,651

(ケ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他、市が必要と認めるときには、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案資料については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、事業者選定に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

e 提案価格類の変更禁止

提案価格類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(ロ) 使用言語，単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語，単位は計量法に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時とする。

6 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし，審査は「参加資格審査」，「提案内容審査」の2段階に分けて実施する。なお，詳細は事業者選定基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

審査は，選定委員会が事業者選定基準に基づき行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めため，参加者にヒアリングを行う。なお，詳細な日時等については，別途，参加者に対して通知するものとする。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

市は，選定委員会の審査結果を踏まえ，優先交渉権者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は，選定委員会における審査結果を取りまとめて，各参加者に書面にて通知後，市のホームページ等で公表する。

ウ 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集，評価及び優先交渉権者の決定において，最終的に参加者がいない，あるいはいずれの参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により，本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には，優先交渉権者を決定せず，特定事業の選定を取り消すこととし，この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者である参加者の構成員と基本協定を締結する。

ただし，優先交渉権者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には，市は基本協定の締結にあたり，市が別途指定する期間内に，当該構成員に代わって，参加資格を有し，かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

(2) SPC の設立

優先交渉権者である参加者の構成員は，本事業を実施する SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で市内に設立するものとする。市は，優先交渉権者である参加者の構成員と基本協定を締結し，当該協定に規定した事項に基づき，優先交渉権者である参加者の構成員が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者である参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市の各議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、優先交渉権者である参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがある。

(4) 契約保証金

契約保証金は、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、事業者が提案する工事費（サービス対価 A1 及びサービス対価 A2 の元本の合計額。消費税及び地方消費税込み。）の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除する。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定する。

(5) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(6) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(7) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の支援

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、令和2年12月定例会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 募集要項等に関する問い合わせ先

募集要項等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

担当部署	： 坂出市教育委員会教育総務課
所在地	： 〒762-0003 香川県坂出市久米町1丁目18-20
電話	： (0877)44-5026 (内線520)
F A X	： (0877)44-4566
電子メールアドレス	： kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp
ホームページアドレス	： https://www.city.sakaide.lg.jp/